

福祉系高校修学資金貸付事業 概要

(1) 目的

福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指し、資格取得後に群馬県内区域で介護等の業務に従事する意思を有する学生に対し、修学資金の貸付けを実施することで、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(2) 実施主体

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付対象・条件等

①貸付対象（次のア～エの全てを満たす方）

ア 群馬県内の福祉系高校に在学している方

イ 福祉系高校を卒業後、県内区域において介護福祉士として、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）（以下、「社会局長・児童家庭局長連名通知」という。）の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「介護等の業務」という。）に従事しようとする者

ウ 福祉系高校から推薦を受けた者

エ 同種の修学資金を他から受けていない者

※同種の修学資金・・・生活福祉資金の修学資金、母子寡婦福祉資金の修学資金、日本学生支援機構の奨学金（貸与型）、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」等が該当します。

オ 家庭の経済状況等から修学資金の貸付けが必要と認められる者（世帯の年間所得の合計額が1,000万円未満とします。）

②貸付額等

以下の金額を上限として貸し付けます。

修学準備金 入学時の貸付けに限り、30,000円以内

介護実習費 一年度当たり30,000円以内

国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内

※ 国家試験受験対策費用の貸付対象者は、福祉系高校に在学する者で、卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

就職準備金 卒業時の貸付けに限り、200,000円以内

③貸付利子は無利子です。

④貸付期間は、福祉系高校に在学する期間を限度とします。

(4) 連帯保証人

以下全てを満たす連帯保証人を1名選任してください。貸付希望者が未成年の場合は、法定代理人としてください。ただし、法定代理人が返済能力を有しない場合は、別途連帯保証人を立ててください。

①連帯保証人の要件

・日本国籍を有する者又は外国籍で在留資格が永住者等（在留資格のうち永住者

(特別永住者を含む。)、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者をいう。)の者。

- ・申請者と独立の生計を営む者
- ・保証能力を有する者

(5) 貸付方法

修学資金は、県社協と修学生との契約により貸し付けます。

(6) 資金の交付

- ①貸付契約により、貸付金は、年に1回(一学年分ごと)指定の口座に振り込みます。
- ②修学準備金は、一年時の送金時に貸し付けます。
- ③就職準備金は、三年時(最終回)の送金時に貸し付けます。
- ④国家試験受験対策費用は、卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する方が対象となります。

(7) 貸付契約の解除

県社協会長は、貸付けの決定または交付を受けている方が、下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

- ①福祉系高校を退学したとき
- ②心身の故障のため修学を継続をする見込みがなくなると認められるとき
- ③学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ④死亡したとき
- ⑤修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑥その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(8) 貸付けの休止

貸付けの決定または交付を受けている修学生が福祉系高校を休学し、または停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付けを行わないものとします。

(9) 返還について

返還の方法は、月賦、一括のいずれか希望する方法とし、納入通知書により金融機関の窓口から納付していただきます。

- ①返還が始まる時
ア 退学等の理由により貸付契約が解除されたとき
イ 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は県内区域において介護等の業務に従事しなかったとき(本会が認める場合に限り、国家試験に合格した日まで返還を猶予することができます。)
ウ 県内区域において介護等の業務に従事する意思がなくなるととき
エ 介護等の業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ②返還の期間は、貸付けを受けた期間の2.5倍に相当する期間とします。
- ③正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、年3%の延滞利子の支払い義務が生じます。

(10) 返還の猶予

申請により返還が猶予できるとき

- ①資金の貸付けを解除された後も引き続き福祉系高校に在学しているとき
- ②県内区域において介護等の業務に従事しているとき
- ③福祉系高校卒業後、大学、専門学校等で修学しているとき
(この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。)
- ④災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(11) 返還債務の免除

①申請より返還債務が免除となるとき

- ア 卒業後1年以内に、県内区域で介護等の業務に就き、引き続き3年間その業務に従事したとき(毎年、福祉系高校修学資金返還債務猶予申請書および在職証明を提出していただきます。)
- イ 介護等の業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

②返還債務の一部が免除されるとき

- ア 県内区域で介護等の業務に従事した場合で、その期間が貸付けを受けた期間に相当する期間を越えたとき(審査があります。)
- イ 死亡し、又は心身の障害その他特別の事情により貸付けを受けた資金を返還することができないと認められるとき。(審査があります。)
- ウ 返還債務の裁量免除の適用にあたっては、相続人又は連帯保証人からも返還させることが困難である等、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものです。(審査があります。)

(12) 申請方法

①申請者に係る提出物

- ・福祉系高校修学資金貸付申請書(高)別記要領様式第1号)
 - ・身上調書(高)別記要領様式第2号)
 - ・福祉系高校の長が発行する推薦調書(高)別記要領様式第3号)
 - ・自己推薦書(高)別記要領様式第4号)
 - ・申請者と生計を一にする家族全員の住民票(マイナンバーの記載がないもの)
 - ・申請者と生計を一にする家族の所得証明書
- ※生活保護世帯の方については、生活保護受給証明書及び福祉事務所長の意見書

②連帯保証人に係る提出物

- ・住民票(マイナンバーの記載がないもの)
- ・所得証明書 ※連帯保証人が法定代理人の場合は不要

(13) 届出の義務

届出が必要なとき

- ①修学生(卒業後も準用)または連帯保証人の住所・氏名・勤務先等に異動があったとき
- ②修学生が退学、留年、休学、若しくは停学又は復学したとき
- ③就業したとき
- ④就業先を変更したとき
- ⑤死亡したとき

(14) 留意事項

- ・養成施設への修学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象となりません。
- ・審査の結果、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

《契約書作成上の注意点》

2部のうち1部に、下記金額の収入印紙を貼り、2部とも割印(消印)をしてください。

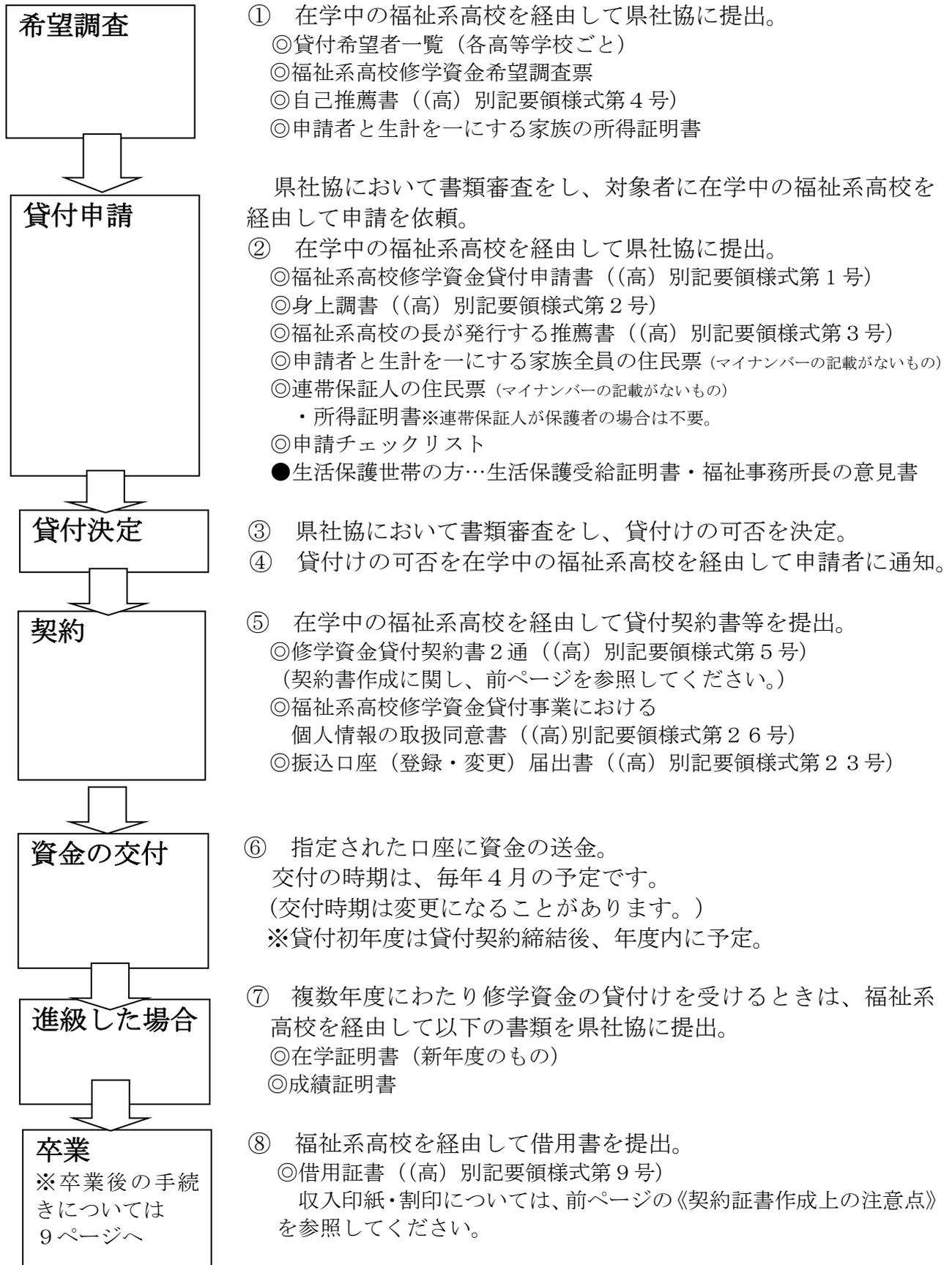
- ・貸付総額が、1万円を超え 10万円以下の場合
→ 200円の収入印紙
- ・貸付総額が、10万円を超え 50万円以下の場合
→ 400円の収入印紙

契約書に収入印紙を貼付し、
割印(消印)をしてください。

別記要領様式第5号(要領4関係)		福祉系高校修学資金貸付契約書		収入印紙貼付	
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、群馬県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3の規定により群馬県社会福祉協議会介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。					
第1条 甲は、乙に対し次のとおり修学資金を貸し付けるものとする。					
貸付総額		円			
内訳	修学準備金			円	
	介護実習費			円	
	国家試験受験対策費用			円	
	就職準備金			円	
貸付期間	年 月 日から	年 月 日まで			
貸付日	福祉系高校修学資金：甲が連絡した日)				
2 乙は、要綱第3の3に規定する貸付方法以外の貸付方法による貸付けを受けようとするときは、別紙によりその旨を甲に申し出てその承認を受けなければならない。					
第2条 乙は、群馬県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業運営要領(以下「要領」という。)12(2)の規定により福祉系高校返還計画書を提出したときは、甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。					

手続きについて

1 貸付申込み～卒業までの手続き



2 福祉系高校退学・留年・貸付辞退等の手続き

退学
留年
休学
停学
復学
した場合

- ① 退学、留年、休学若しくは停学又は復学したときは、福祉系高校を経由して以下の書類を県社協に提出。
- ◎休学・復学・退学等届（(高)別記要領様式第19号）
※休学、停学の期間中は、貸付けが休止となります。
 - 退学した場合の提出書類●
 - ◎休学・復学・退学等届（(高)別記要領様式第19号）
 - ◎借用証書（(高)別記要領様式第9号）
 - ◎福祉系高校修学資金貸付辞退届（(高)別記要領様式第10号）
 - ◎福祉系高校修学資金返還計画書（(高)別記要領様式第16号）

貸付けを辞退
する場合

- ① 進路変更等により貸付けを辞退するときは、福祉系高校を経由して以下の書類を県社協に提出。
- ◎福祉系高校修学資金貸付辞退届（(高)別記要領様式第10号）
※送金開始後は以下の書類についても提出が必要です。
 - ◎借用証書（(高)別記要領様式第9号）
 - ◎福祉系高校修学資金返還計画書（(高)別記要領様式第16号）
 - ◎福祉系高校修学資金返還債務猶予申請書（(高)別記要領様式第13号）
※在学者のみ
 - ◎在学証明書 ※在学者のみ

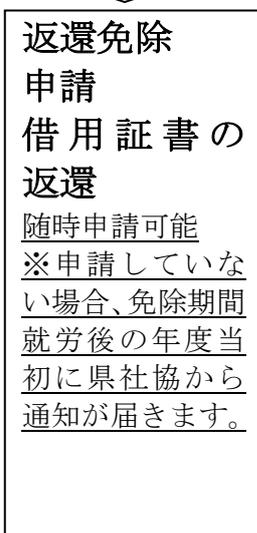
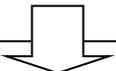
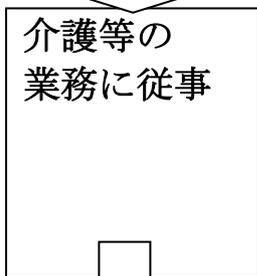
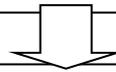
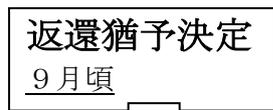
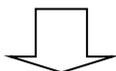
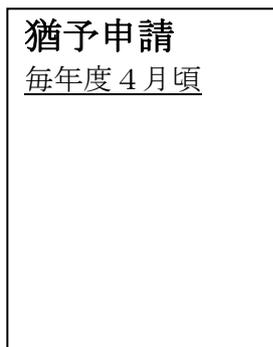
3 福祉系高校卒業後の手続き

(1) 返還猶予・免除の場合

福祉系高校を卒業（国家資格を取得）し、1年以内に県内区域において介護等の業務に従事した場合は返還を猶予します。

さらに、介護等の業務に指定の期間以上従事した場合は貸し付けた修学資金の返還を免除することができます。

※ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格出来なかった場合で、かつ今後国家試験を受験する意思がある場合も猶予申請が必要になります。



- ① 卒業後、介護福祉士資格を取得・登録し、介護等の業務に従事した場合、以下の書類を直接、県社協に提出。
- ◎福祉系高校修学資金返還債務猶予申請書（(高)別記要領様式第13号）
 - ◎在職証明書（様式例）等
 - ◎就業届（(高)別記要領様式第20号）※国家資格取得後最初の猶予申請時
 - ◎介護福祉士登録証の写し ※国家資格取得後最初の猶予申請時
- 障害分野への就職をした場合※別表1以外の業務に就く場合**
【福祉系高校修学資金返還充当資金移行申請】が必要になります。
申請いただくことで猶予が認められる可能性がありますのでご相談ください。

- ② 審査の結果は県社協から、申請者に通知します。

資格取得後、県内において介護等の業務に従事している期間は、返還猶予となります。

- ③ 毎年、以下の書類を県社協に提出。
- ◎福祉系高校修学資金返還債務猶予申請書（(高)別記要領様式第13号）
 - ◎在職証明書（様式例）等
- ④ 休職・退職等となった場合は、返還開始。
(猶予できる場合もありますのでご相談ください)

原則として福祉系高校修学資金は3年間引き続き県内において介護等の業務に従事した場合、返還免除となります。(次頁「業務従事期間」参照)

※1勤務先が県外であっても認められることがあります。

- ⑤ 返還免除申請に関する以下の書類を提出。
- ◎福祉系高校修学資金返還債務免除申請書（(高)別記要領様式第12号）
 - ◎在職期間証明書（(高)別記要領様式第24号）
- ⑥ 返還免除が決定になると、県社協でお預かりしている「借用証書」をお返しします。

◎「業務従事期間」について

原則として、介護福祉士の登録を受けて、県内区域の施設等に従事した時から起算します。

業務への従事期間の計算は、日数によるものとし、介護等の業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月のうち、実際に介護等の業務を行った日数を従事期間とします。

当該在職期間中に、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により休職若しくは停職又は離職の期間（以下「休職等期間」という。）があるときは、当該休職若しくは停職の日又は離職の日から、当該休職等期間の終了する日までの期間は従事期間に含まれません。

【福祉系高校修学資金】

3年間介護等の業務に従事すると返還債務免除⇒在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務従事期間が540日以上あること

◎出産・育児に伴う休職又は退職の場合の猶予

出産又は育児に伴い、現に従事している介護等の業務を休職し、又は退職する場合は、次により取り扱います。

提出書類 ◎福祉系高校修学資金返還債務猶予申請書（（高）別記要領様式第13号）

◎出産・育児に伴う休職・退職届（（高）別記要領様式第25号）

◎届出に係る子の氏名、生年月日及び届出者との続柄を証する書類

（出産証明書、又は母子手帳の写し）

ア 産前産後休暇又は育児休業を取得する場合

産前産後休暇（労働基準法第65条）又は育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1項）を取得する場合は、当該期間は、返還の債務の履行を猶予することができます。

イ 就業先を退職し、再び介護等の業務に従事する場合

就業先を退職し、産前産後休暇又は育児休業に相当する期間（※参照）が終了した後に、再び介護等の業務に従事することを予定する場合は、当該期間は、返還の債務の履行を猶予することができます。

※ 産前産後休暇又は育児休業に相当する期間とは、産前8週間及び産後1年間とします。

《留意事項》

次の場合は、修学資金返還計画書を提出しなければなりません。

ア 就業先を退職し、産前産後休暇又は育児休業に相当する期間を超えて介護等の業務に従事しない場合は、返還債務の免除又は猶予に該当する場合を除き、当該期間終了後15日以内に、修学資金返還計画書を提出しなければなりません。

イ 就業先を退職し、産前産後休暇又は育児休業に相当する期間が終了した後に、介護等の業務に従事することを予定しない場合は、返還債務の免除又は猶予に該当する場合を除き、退職した時点から15日以内に、修学資金返還計画書を提出しなければなりません。

別表1

卒業後（資格取得後）3年間従事することにより返還が免除となる介護等の業務

◇児童福祉法関係

- ・知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園施設の入所者の保護に直接従事する職員

◇生活保護法関係

- ・救護施設、更生施設の介護職員等

◇老人福祉法関係

- ・老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの介護職員（養護老人ホームでは支援員）等
- ・軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設の介護職員等

◇障害者自立支援法

- ・居宅介護、行動援護又は短期入所の事業の主たる業務が介護等の業務
- ・重度訪問介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護の事業の介護職員等
- ・障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームの介護職員等
- ・身体障害者更生援護施設（身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）の介護職員等
- ・知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設）の介護職員等

◇介護保険法関係

- ・訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護の事業の介護職員等
- ・夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居生活介護の事業の介護職員等
- ・介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護の事業の介護職員等
- ・指定地域密着型介護予防サービス、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の介護職員等
- ・療養病床等を有する病棟又は医療法に規定する診療所の介護職員等
- ・基準該当居宅サービス、基準該当介護予防サービスを行う事業の介護職員等
- ・社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利活動法人が実施する指定居宅サービス、基準該当サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、基準該当介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービスに準ずる事業の介護職員等

◇「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」

別表第一老人医科診療報酬点数表関係

- ・この点数表に定める病棟等で、次の①～③に係る施設基準の届け出を都道府県知事に対して行ったものの介護職員等

①老人医科診療報酬点数表第1章第2部第1節 8老人病棟老人入院基本料1～4

②老人医科診療報酬点数表第1章第2部第3節 3老人性痴呆疾患療養病棟入院料1、2

③老人医科診療報酬点数表第1章第2部第3節 4診療所老人医療管理料

◇医療法関係

- ・療養病床等の病床により構成される病棟の介護職員等

◇のぞみの園法関係

- ・のぞみの園が設置する施設の介護職員等

◇社会福祉法関係

- ・隣保事業を行う施設の介護職員等

◇らい医療法関係

- ・国立ハンセン病療養所の介護職員等

◇職業安定法関係

- ・職業安定法施行規則附則第三項に規定する家政婦

◇労働災害補償保険法関係

- ・労災特別介護施設の介護職員

◇「在宅重度障害者通所援護事業実施要綱」関係

- ・在宅重度障害者通所援護事業を行う施設の介護職員等

◇「知的障害者通所援護事業実施要綱」関係

- ・知的障害者通所援護事業を行う施設の介護職員等

◇「地域福祉センター設置運営要綱」関係

- ・地域福祉センターの介護職員等

◇「地域生活支援事業実施要綱」関係

- ・移動支援事業、身体障害者自立支援事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、経過的ディサービス事業を行う施設、訪問入浴サービス事業の介護職員等

◇「県・市町村」関係

- ・条例、実施要綱等で実施される介護等の業務を行う事業の介護職員等

◇その他

- ・その他介護等の便宜を供与する施設又は事業と会長が認めたもの。

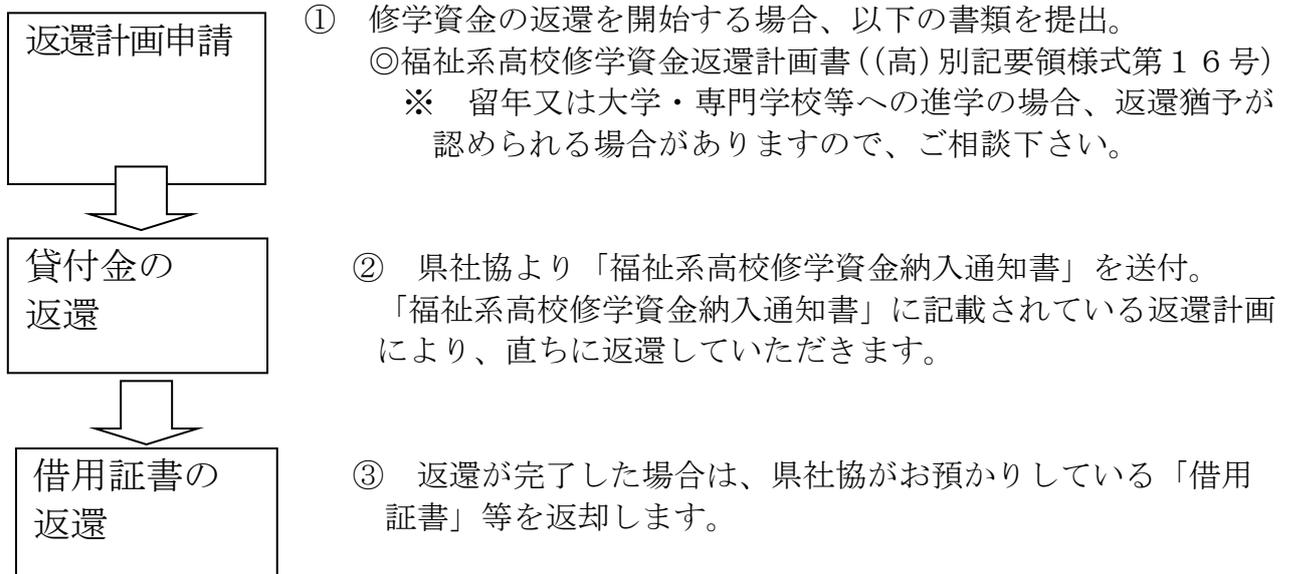
※上記職種の外に、当該施設の長の業務も含まれます。ご不明な点等については、ご相談ください。

※免除対象業務については、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2を準用しておりますので、併せてご確認下さい。

(2) 返還の場合

下記にいずれかに該当した場合、返還の理由が生じた日から15日以内に次の手続きが必要となります。

- ・契約が解除されたとき
- ・福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録をせず、又は県内区域で別表1（前頁）に定める介護等の業務に従事しなかったとき
- ・介護等の業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により介護等の業務に従事できなくなったとき



<返還期間及び返還方法>

ア 修学資金の貸付けを受けた期間に2.5を乗じた期間（返還の債務の履行が猶予されたときは、貸付けを受けた期間に2.5を乗じた期間と猶予された期間を合計した期間）内に、月賦均等払い又は一括払いにより返還しなければなりません。

ただし、繰り上げて返還することも可能です。

イ 返還金の支払方法は、提出された「返還計画書」により、群馬県社会福祉協議会が、修学生あてに返還の承認通知をするとともに、後日、払込取扱書を送付しますので、これにより最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で納入してください。

<延滞利子>

ア 正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合（閏年の期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した延滞利子を徴収します。

4 その他の手続き

◇修学生又は連帯保証人の氏名又は住所を変更したとき

- ◎変更届（(高)別記要領様式第18号）
- ◎変更内容がわかる次の書類のいずれか
 - ・住民票（マイナンバーの記載がないもの）
 - ・運転免許証の写し
 - ・在留カードの写し
 - ・所得証明書

◇連帯保証人を変更したとき

- ◎連帯保証人変更願（(高)別記要領様式第6号）
- ◎連帯保証人（個人）に関する以下の書類のいずれか
 - ・住民票（マイナンバーの記載がないもの）
 - ・運転免許証の写し
 - ・在留カードの写し

◇就業先を変更したとき

- ◎就業先変更届（(高)別記要領様式第21号）
- ◎新就業先の在職証明書（様式例）

◇修学生が死亡したとき

- ◎死亡届（(高)別記要領様式第22号）
- ◎死亡診断書の写し